

管理コード	省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目細)	概算要求額(単位:千円)	その他	管理提案番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	都道府県	提案主体名	制度の所管・関係省庁
0910010	厚生労働省	放課後児童クラブに係る補助金要綱の見直し		放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。事業運営に当たっては、子どもの活動状況や保護者の就業状況など、子どもや子育て家庭の多様なニーズに適切に対応するために一定の開所時間(平日3時間以上、長期休暇期間等については原則8時間以上)を補助要件としているものである。また、開所時間の延長に応じ、長時間開所加算として一定額の上乗せ補助を行っているところ。	①C ②C③C	①放課後児童クラブは様々な就業状況の共働き家庭のニーズに鑑み、週ごとではなく、日ごとの開所時間に関する要件を設けているところである。また、開所日数については、実際の稼働日数ではなく、利用者に対する周知し利用希望がある場合に対応できるように、指導員や実施場所等の体制を整えている日数としている。 ②長時間開所加算は、基本分(6時間分)の運営費に加え、基本分を超え延長して開所した場合に上乗せ補助を行っていることから、開所時間が6時間を超えた時間に限り補助している。 ③クラブの人数要件については、過疎地等の児童数が少ない地域における事業の実施を図るため、平成13年度に国庫補助の人数要件を緩和し「20人以上」から「10人以上」に引き下げたところである。当該基準は事業の効率性及び安定性の観点から設けられているところであり、さらなる補助要件の緩和は困難である。	○放課後児童健全育成事業(項) 児童育成事業費(目) 児童育成事業費補助金	28,102,887	-	1 0 6 4 0 1 0	放課後児童クラブに係る補助金要綱の見直し	平成22年度から、児童クラブの運営補助に対する国庫補助の根拠である「放課後児童健全育成事業実施要綱」の基準が見直しされ、児童クラブの開所日数が年間250日以上で、一日当りの年間平均利用児童数が10人を超えなければ、国庫補助の対象から除かれることとなった。 このことにより、都市部に比べ職住近接である本市の地域特性及び保護者ニーズに応じた児童クラブの運営に対しては、国庫補助対象外となるため、補助対象事業に関する基準の弾力化を求める。	愛媛県	松山市	厚生労働省	
0910020	厚生労働省	国民年金任意加入に係る保険料支給(一時扶助として)	生活保護法	国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料については、一時扶助の対象とはしていないところ。 一方、年金の受給権を得るために国民年金に任意加入する場合には、その保険料を必要経費として世帯の全収入から控除できる。 ・国若しくは地方公共団体により行われる貸付金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付金等のうち、保険料支払いに充てるために貸付けを受けることについて保護の実施機関の事前の承認があるものについては、収入認定除外としている。また、貸付金又は貸付資金に対する償還金については、実施機関がその償還が実際に行われることを確認した上で、年金収入を含めた世帯の全収入から控除するといった取扱いを行っているところである。	D	考後における生活保護世帯の自立促進という目的から、左で述べたように、国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付金等のうち要件を満たすものについては、収入として認定しないものとするともに、貸付金等の償還に充てる額については将来受給する年金収入を含めた世帯の全収入から控除して収入認定を行うこととしているところである。 したがって、一時扶助の対象として国民年金保険料を追加しなくとも、上記の現行の取扱いに従って貸付制度を活用し、貸付金等により年金保険料を支払い、年金収入を含めた世帯の全収入から貸付金等の償還を行うことにより、御提案いただいた内容と同様の運用を行うことができる。	(項) 生活保護費(大事項) 生活保護に必要な経費(中事項) 生活保護費(小事項) 保護費負担金	2,182,269,424	-	1 0 6 4 0 2 0	国民年金任意加入に係る保険料支給(一時扶助として)	生活保護受給者の国民年金任意加入者に対し、年金受給資格を取得させるため一定の条件の下でその保険料を一時扶助として支給し、年金を支給すればその年金から支給した額を返還させる。	愛媛県	松山市	厚生労働省	
0910030	厚生労働省	病児・緊急対応強化モデル事業(旧 緊急サポートネットワーク事業)の実施場所の緩和		(病児・病後児保育一体調不良児対応型)当該事業を実施する保育所(病児・緊急対応強化モデル事業)会員の自宅	C	病児・緊急対応強化モデル事業は、育児中の労働者と保育士、看護士及び育児経験者等を会員として、会員個人の相互援助活動として自宅で病児の預かり等を実施するものであることから、自宅以外での実施は病児・緊急対応強化モデル事業として認められない。 病児・病後児保育事業を実施している施設(以下「施設等」という。)を利用する前の医療機関での受診のための送迎や施設等への送迎等を実施することは可能である。 なお、本事業については今年度予算より緊急サポートネットワーク事業を廃止し、ファミリーサポートセンター事業の病児・緊急対応強化モデル事業に移行するために2年間の時限で設けているものである。	-	-	1 0 7 1 0 3 0	病児・緊急対応強化モデル事業(旧 緊急サポートネットワーク事業)の実施場所の緩和	病児・緊急対応強化モデル事業(旧 緊急サポートネットワーク事業)では、実施場所が会員の自宅に限定されているが、利用者の利便を図り、事業の普及推進を図っていくには、会員の自宅以外の場所、例えば児童館や地域子育て支援拠点施設など、地域や利用者の実情に応じた場所でも対応できるよう要件を緩和する必要がある。	兵庫県	兵庫県	厚生労働省		
0910040	厚生労働省	病児・病後児保育の利用促進(職員配置の要件緩和)		保育所の静養室等において、看護師等が保育中に体調不良となった児童を一時的に預かるほか、保育所入所児童に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。	C	病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)において対象となるのは、保育中に体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とするところから看護師を体調不良児が発生した時だけ派遣するとは、対応に遅れが生じ、保育の質を確保できない恐れがある。また、入所児童全般の健康管理や感染症予防、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する健康管理等については相談支援を実施することを要件としているため、専門性の高い看護師を常時保育所に配置する必要があり、そのための経費を補助しているところである。	-	-	1 0 7 1 0 4 0	病児・病後児保育の利用促進(職員配置の要件緩和)	看護師の常駐の要件を緩和し、病児・緊急対応強化モデル事業の登録看護師や医療機関の看護師を体調不良児が発生した時だけ派遣することを容認する。	兵庫県	兵庫県	厚生労働省		
0910050	厚生労働省	マンション内保育所設置に対する支援措置について		①認可保育所において、保育の実施にあたり、児童福祉施設最低基準を維持するため人件費等の運営費を補助している。なお、保育士の再就職への支援については、平成20年度子育て支援対策臨時交付金(安心子ども基金)の保育士再就職支援コーナーで配置事業を行っているところ。 ②保育士となる資格を有する者は、厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者、保育士試験に合格した者であり、その者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日等の事項の登録を受けなければならない。保育士でない者は、保育士の名称を使用してはならない。	①C ②C	①保育サービスについては、その安定的な提供や質の確保の観点から、児童福祉施設最低基準を満たす認可保育所における提供が基本であると考えており、認可外保育施設においては、運営費について補助することはできない。 なお、保育士再就職支援コーディネーター配置事業では、保育所に関する採用状況の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整等を業種とする。保育士再就職支援コーディネーターを都道府県が各都道府県の社会福祉協議会等に配置するために必要な保育士再就職コーディネーター雇用費等の補助を行っている。 ②近年特に、通常の保育に加え、問題を抱える家庭の支援、障害児の受け入れへの対応など、より専門性の高い保育や支援を行えるような質の高い人材が保育士には求められており、ご指摘のような提案については、認めることができない。	-	-	1 0 7 3 0 7 0	マンション内保育所設置に対する支援措置について	企業内保育所設置は東京都をはじめ、各自治体によって財政支援策が取られており進んでいますが、マンション内保育所に関しては、財政支援策がすすんでいない部分があります。また、マンション内保育所の規制緩和により地域企業内保育所設置は東京都をはじめ、各自治体によって財政支援策が取られており進んでいますが、マンション内保育所に関しては、財政支援策がすすんでいない部分があります。また、マンション内保育所の規制緩和により地域企業内保育所設置は東京都をはじめ、各自治体によって財政支援策が取られており進んでいますが、マンション内保育所に関しては、財政支援策がすすんでいない部分があります。また、マンション内保育所の規制緩和により地域企業内保育所設置は東京都をはじめ、各自治体によって財政支援策が取られており進んでいますが、マンション内保育所に関しては、財政支援策がすすんでいない部分があります。	東京都	株式会社パソナグループシャドークャビネット	厚生労働省		